

**重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業の実施に係る
活用意向調査要領**

1 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下、「支援区域」という。）と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、地域の中核病院等からの医師派遣による支援区域の医師の確保を推進するため、支援区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 重点医師偏在対策支援区域

医師多数区域（盛岡医療圏※）を除く岩手県内全域

※ 八幡平市、雫石町、葛巻町及び岩手町は対象

3 補助対象

地域の中核病院等からの医師派遣による支援区域の医師の確保を推進するため、支援区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関

※支援区域外から支援区域内の医療機関へ医師を派遣する場合も対象

4 事業内容

支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。

（１）派遣元医療機関において、令和８年度より医師派遣している人数が増えた分を補助対象とする。その際の増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行うものとする。

（２）同一開設者間での医師派遣は対象外とする。

（３）宿日直を行うための医師派遣は対象外とする。

（４）派遣の形態は、常勤・非常勤は問わないが、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。

なお、非常勤の場合は、派遣人数を常勤換算して算出すること。

（５）都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。

5 採択基準

岩手県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者

6 基準額及び対象経費

基準額	対象経費	補助率
医師派遣経費 61,000円×延日数	支援区域内の医療機関への常勤医 や代診医等の医師派遣に必要な次に 掲げる経費	3/4

	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	
--	---	--

※今後、厚生労働省から発出される要綱の内容によっては、上記の内容に変更がある場合があります。

7 回答方法

令和 9 年度中に本事業の活用を希望する場合は次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

令和 9 年度重点医師偏在対策支援区域における医師を派遣する派遣元医療機関支援事業活用意向調査票

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 5 日（月）

(3) 問い合わせ・書類提出先（メール提出）

岩手県保健福祉部医療政策室 医務担当

AD0002@pref.iwate.jp

8 留意事項

- ・ 本調査は、令和 9 年度の事業実施に向けた活用意向調査であり、本調査への回答をもって補助事業の採択が確約されるものではありません。
- ・ 「補助対象経費・基準額等」は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性があります。
- ・ 本事業は岩手県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。補助事業の活用希望のあった事業所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。